

最低制限価格等の算定方法

伊丹市交通局

建設工事における最低制限価格及び低入札調査価格（以下、「最低制限価格等」という。）の算定方法は下記のとおりとします。ただし、単価契約、解体工事のほか、特別なものは除きます。

最低制限価格等（税抜）

$$= \text{直接工事費} \times 0.90 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \\ \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

- ※直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、いずれも税抜で、予定価格（税抜）算出の基礎となった額とします。
- ※算出した額が予定価格（税抜）の10分の9を超える場合は、予定価格（税抜）の10分の9とし、予定価格（税抜）の10分の7に満たない場合は、予定価格（税抜）の10分の7とします。
- ※算出した額に1万円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額とします。

最低制限価格等（税込）は、上記算定額に100分の108を乗じて得た額とします。